

令和4年12月議会 総務財政委員会報告資料

目次

- | | |
|------------------------|------|
| 1. 福岡市地域防災計画の修正について(案) | … 1頁 |
| 2. 福岡市国民保護計画の変更について | … 2頁 |

市民局

1. 福岡市地域防災計画の修正について（案）

1 福岡市地域防災計画の修正の目的

「福岡市地域防災計画」は、災害対策基本法に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する事項について定める計画であり、同法第42条に基づき、必要な修正を行っている。

今回、国の防災基本計画の修正等を踏まえ、内容の充実を図るもの。

2 主な修正内容

- (1) 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正
安否不明者等の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化を図るため、次に掲げる事項を追記する。
○福岡県の「災害時における人的被害の公表要領」に基づき、安否不明者等の情報収集等を行い、必要な情報を県へ報告する。
- (2) その他
時点修正及び文言の整理等

3 今後のスケジュール

令和5年3月	福岡市防災会議幹事会議での審議
4月	福岡市防災会議での審議（承認）
6月	福岡市地域防災計画の修正及び関係機関等への配付

2. 福岡市国民保護計画の変更について

1 計画変更の経緯

「福岡市国民保護計画」は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年9月17日施行。以下「国民保護法」という。）に基づき、福岡市の区域において生じた武力攻撃事態等から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民等の生活への影響が最小となるよう、住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等、福岡市における国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的として策定している。

この「福岡市国民保護計画」について、市の組織改編及び福岡市地域防災計画との整合等に伴う変更を行ったため、国民保護法第35条第8項の規定に基づき報告するもの。

2 計画変更の概要

主な変更要因	主な変更項目	主な変更内容
市の組織改編	組織の名称	(旧) 保健福祉局 → (新) 福祉局 (新) 保健医療局
市地域防災計画との整合等	対策本部等の編成	(旧) 部編成 → (新) 各局・室等編成
	対策本部等の名称	(旧) 国民保護対策準備室 → (新) 緊急事態警戒本部 (新) 緊急事態対策本部
	配備態勢	(旧) レベルⅠ～Ⅳ → (新) 第1配備～第4配備
	業務内容	以下の業務を追記 ○ 支援要請及び受援調整等に関すること ○ 帰宅困難者対策に関すること ○ 遺体安置所の開設・運営に関すること 等
関係機関等の名称変更	関係機関の名称	(旧) 九州電力株式会社福岡支社 → (新) 九州電力株式会社福岡支店 (新) 九州電力送配電株式会社福岡支社 等
	施設等の名称	(旧) 市営地下鉄 → (新) 福岡市地下鉄 (旧) 福岡競艇場 → (新) ボートレース福岡 等